

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和4年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行のほか、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。また、被保険者が医療機関で受診した記録(レセプト)の管理を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理及び申請等に係る事実審査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム、国保情報ネットワークシステム、宛名管理システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等(医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30、番号法第9条第2項、平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二項番42、43、44、45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条、第25条の2、第26条(別表第二項番45に係る主務省令は未交付) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二項番1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3(別表第二項番30、46、88、95に係る主務省令は未交付) <p>【オンライン資格確認に係る準備の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部住民課
②所属長の役職名	福祉部住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②法令上の根拠	・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45, 46 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条(別表第二項番43, 45, 46に係る主務省令は未公布)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条(別表第二項番43に係る主務省令は未公布) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	事後	
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部福祉保険課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	事後	
平成28年4月1日	連絡先	東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年1月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表第一項番30, 平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条	番号法第9条第1項, 別表第一項番30, 番号法第9条第2項, 平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条	事後	
平成29年1月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条(別表第二項番43に係る主務省令は未公布) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条(別表第二項番43に係る主務省令は未公布) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	事後	
平成29年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条(別表第二項番43に係る主務省令は未公布) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年7月12日	②システムの名称	国民健康保険システム, 国保総合システム, 国保情報ネットワークシステム, 宛名管理システム, 中間サーバー	国民健康保険システム, 国保総合システム, 国保情報集約システム, 国保情報ネットワークシステム, 宛名管理システム, 中間サーバー	事前	
平成29年7月12日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第26条 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第25条の2, 第26条(別表第二項番45に係る主務省令は未交付) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3(別表第二項番30, 46, 88, 95に係る主務省令は未交付)	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部福祉保険課	福祉部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行のほか、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。また、被保険者が医療機関で受診した記録(レセプト)の管理を行う。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等の受理及び申請等に係る事実審査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給	国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行のほか、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。また、被保険者が医療機関で受診した記録(レセプト)の管理を行う。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等の受理及び申請等に係る事実審査 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等の各種証明書の交付・再交付・返還受理 ③保険給付の支給 ④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等	事前	
令和3年2月22日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番30、番号法第9条第2項、平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	番号法第9条第1項、別表第一項番30、番号法第9条第2項、平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和3年2月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条、第25条の2、第26条(別表第二項番45に係る主務省令は未交付) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3(別表第二項番30、46、88、95に係る主務省令は未交付)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番42、43、44、45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条、第25条の2、第26条(別表第二項番45に係る主務省令は未交付) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3(別表第二項番30、46、88、95に係る主務省令は未交付) 【オンライン資格確認に係る準備の根拠】 ・番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和3年2月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第25条の2, 第26条(別表第二項番45に係る主務省令は未交付) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3(別表第二項番30, 46, 88, 95に係る主務省令は未交付) <p>【オンライン資格確認に係る準備の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号, 別表第二項番42, 43, 44, 45 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条, 第25条の2, 第26条(別表第二項番45に係る主務省令は未交付) <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号, 別表第二項番 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,119 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3(別表第二項番30, 46, 88, 95に係る主務省令は未交付) <p>【オンライン資格確認に係る準備の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 		
令和4年2月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	対象人数 1万人以上10万人未満 令和3年1月1日 時点	対象人数 1,000人以上1万人未満 令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	